

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する重点提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

また、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を主体的に果たせるよう、地方自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、自由度の高い制度を早期に構築すること。

2. 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法及び第3次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が提案している土地利用関係などの具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提案している具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、「従うべき基準」の設定を行わないこと。

また、見直しに伴う関連法令の整備に当たっては、都市自治体が条例化等に向けて参酌・検討等が行えるよう、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じること。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 地方自治体の裁量権及び条例制定権等の拡大を図るため、地方自治法については、都市自治体の意見を十分踏まえ、地方自治体の組織・運営等に関する規定は大枠にとどめることを基本として、抜本的に改正すること。

また、指定都市に対し包括的な事務権限とそれに見合う税財源を一体的に移譲するとともに、「特別自治市」を含め、多様な大都市制度を創設し、権限に見合った財政措置を講じること。

6. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

7. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、国と地方の協議の場など、事前に地方自治体と十分協議するとともに、地方への速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、地方に新たな負担が生じないようにすること。

さらに、地方議会議員年金制度の廃止に伴う経費など、国の施策によって生じる負担は、全額国費で措置すること。